

京都都市計画用途地域の変更（向日市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の 延べ面積 に対する 割合	建築物の建 築面積の敷 地面積に対 する割合	外壁の 交代距 離の限 度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	備考
第1種低層住居専用地域	約 8.8 ha	6/10以下	4/10以下	—	—	10m	1.6%
	約 27 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	4.9%
	約 79 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	14.3%
小 計	約 115 ha						20.8%
第2種低層住居専用地域	約 1.4 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	12m	0.3%
第1種中高層住居専用地域	約 26 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.7%
第1種住居地域	約 247 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	44.9%
第2種住居地域	約 8.5 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.5%
	約 2.4 ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	0.5%
小 計	約 11 ha						2.0%
準住居地域	約 16 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.7%
近隣商業地域	約 18 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	3.3%
	約 15 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	2.7%
小 計	約 33 ha						6.0%
商業地域	約 4.7 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	0.8%
	約 0.8 ha	60/10以下	8/10以下	—	—	—	0.1%
小 計	約 5.5 ha						0.9%
準工業地域	約 35 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	6.4%
工業地域	約 61 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.0%
合 計	約 551 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、用途地域を変更することにより、生活利便性等の向上を図るものである。